平成２６年（フ）第８８９号
東京都青梅市木野下１丁目82番地の１ルアラルタナカＡ202
債務者　鈴木　俊彦
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６１０号
横浜市戸塚区東俣野町1783番地62
債務者　三浦けい子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２６号
東京都青梅市河辺町４丁目21番地の10日神パレステージ河辺南306号
債務者　塚田　隆臣
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０２４号
千葉市美浜区新港222番地16
破産者　藤代美工株式会社
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１７号
千葉県市川市八幡３丁目26番11―101号　モンシャーメゾン
破産者　菊地　幸雄
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９３号
千葉県船橋市西船２丁目７番19号　センチュリー91―302号
破産者　夏梅　太郎
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
栃木県足利市常見町３丁目３番地10号
破産者　株式会社エフォール
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第７５４号
札幌市手稲区前田４条15丁目２番22号
破産者　株式会社ワークス
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1968番地
破産者　有限会社エイト
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
横浜市青葉区市ケ尾町518番地８
破産者　株式会社ミドリ技研
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
横浜市中区尾上町３丁目40番地
破産者　株式会社Ｒｅａｌｔｙ　Ｗｏｒｋｓ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
川崎市幸区中幸町１丁目20番地
破産者　有限会社イデアサービス
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
川崎市麻生区虹ケ丘２―３―２―206、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区黒須田17番地25
破産者　有限会社藤設備商会
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
富山県高岡市四屋566番地１　千成ハイツ907号、商業登記簿上の本店所在地富山市小泉町54番７号
破産者　株式会社マナーハウス
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０２号
名古屋市西区大野木４丁目173番地
破産者　有限会社サンワ精工
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３８号
名古屋市名東区代万町２丁目40番地の３
破産者　ドリームタイム合同会社
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１２７号
大阪市中央区谷町４丁目５番９―305号
破産者　エース株式会社
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９７号
大阪市中央区北久宝寺町３丁目３番１号
破産者　株式会社コーナーストーン
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１２号
大阪市北区与力町４―８　末広センタービル606号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区同心２丁目10番23―203号
破産者　株式会社インフィール建築設計事務所
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
島根県雲南市吉田町吉田2711番地15
破産者　瀬田　恭弘
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部